

# 消防の動き



消防の国際協力

平成14年度緊急消防援助隊ブロック  
合同訓練の実施

新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防  
法及び消防法施行令の一部改正に伴う  
消防法施行規則の一部改正の概要

平成14年

12月号

381

消防庁

# 消防法の近未来展望



消防庁審議官 東尾 正

我が国消防行政の作用面を司る基本法として、消防法が制定されたのは昭和23年7月のことである。この法律は議員立法により制定されたという、我が国の基本法制としては極めて特異な経緯を辿ったが、これは戦後発足した自治体消防の原則の中で「火災予防」面において、より積極的な国の企画立案への関与が不可欠であるという思想に基づいたものと考えられている。その後、消防法は幾多の改正を経て、今日の12章257条から成る大法典となっているが、この間、超高層建築物が登場した昭和40年代には、たびたび大改正が行われ、特に昭和47年5月の大阪市千日デパート火災（118人死亡）また、昭和48年11月の熊本市大洋デパート火災（100人死亡）を契機に、昭和49年6月には特定防火対象物に対する消防用設備等の遡及適用条項の新設を含む消防法の大改正に踏み切るなど、画期的な改正が行われた。この改正法の成果と全国消防機関による予防行政の積極的な展開により、昭和57年2月のホテルニュージャパン火災（死者33名）平成2年3月の長崎屋尼崎店火災（死者15名）等の火災が発生したものの、幸いこれらを上回るような大きなビル火災に見舞われなかったところであるが、昨年9月1日の新宿区歌舞伎町における小規模雑居ビル火災（44人死亡）を契機として、大規模建築物のみならず、避難施設の十分整っていない小規模雑居ビルについても、（1）違反是正の徹底、（2）防火管理の徹底、（3）避難・安全基準の強化を三つの柱とする27年ぶりの消防法大改正が断行され、この10月25日に一部施行されたことは記憶に新しい。

このように、国民の生命・身体・財産を火災の脅威から守るために、消防法並びにその改正法が果たしてきた役割は、我が国の戦後における安全行政の金字塔となっていると言えるものであるが、この消防法も制定以来54年を経て、その基本的仕組みについて再検討をすべき時期に至っているのではないかと考えられる。その背景について、建築物における高度な技術革新・開発という社会現象が挙げられよう。消防庁では昭和61年にこれに対応するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、消防法及び政省令に定める個別の規定（仕様書規定）では的確に対応できない新しい消防設備・技術に対し、機動的に対応することとしてきたが、その後のグローバル化やIT化の進展、さらには経済情勢の変化に伴うコスト管理の要請等により、広範な課題の解決に当たる必要性は増大している。また、政府の規制改革推進計画（最終改正は平成14年3月）においても、安全規制は材料や寸法を制限するなど、仕様書規定的に定めるのではなく、その技術基準を定めている思想や必要性に立ち返り、必要な性能を定めるにとどめるべきである、という性能規定化の考えが打ち出されている。これらを受け、既に建築基準法の世界では平成10年同法大改正により、性能規定化への移行が実現し、平成12年度から施行されている。

消防庁では、これまでのシステム評価や消防研究所における研究の成果を踏まえ、本年10月に消防審議会に対し消防法の性能規定化について諮問を行った。仕様書規定との調整、既存の制度や消防機関の業務との整合性の確保などの多くの課題があるが、消防法の性能規定化は近い将来実現しなければならない最重要の政策課題のひとつであることは疑いないところである。



# 特集 1 消防の国際協力

## 救急救助課

消防庁では、災害から生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関等との連携・協力の下、消防防災分野の国際協力を推進しています。



### 1 開発途上諸国への消防防災技術協力

消防庁では、我が国の政府開発援助（ODA）の一環として、外務省・国際協力事業団等と連携し、開発途上諸国への消防防災分野の経済協力を実施しています。また、ODA以外にも、消防防災技術に関する協力・支援を行っています。

#### (1) 研修員の受入れ

開発途上諸国の人づくり、組織・制度づくりに資するため、集団研修、個別研修など、海外の消防防災職員に係る受入れを実施しています。

集団研修については、消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修及び火災予防技術研修の4コースを実施しており、講義、実技訓練、討論会、視察など、目的に応じて種々の研修を行っています。平成14年度は25ヶ国・33名、昭和45年度からの累計では93ヶ国・694名の研修員を受け入れています。

消防大学校においても、中国等からの研修員受入れを実施しています。今年度は中国の消防職員3名が、

我が国の消防職員とともに予防科を受講しています。

#### (2) 消防防災専門家の派遣

開発途上諸国において消防防災技術の移転を図るため、我が国の消防防災専門家を現地に派遣しています。

現在、マダガスカルへ「市民保護・防災・災害対策」の専門家1名を、平成12年9月から平成15年4月までの予定で派遣しています。現地では、消防防災組織づくり、法制度整備、森林火災対策など幅広い活動を精力的に展開しています。

また、本年7月には、フィリピンへ「消防局能力増強計画」の調査のため専門家を派遣しました。

#### (3) 技術協力プロジェクト等の実施

##### ア 中国・北京消防訓練センタープロジェクト

中国北京市が設立する北京消防訓練センターに対し、平成9年10月から5年間の実施期間で推進してきた「中国・北京消防訓練センタープロジェクト」が9月をもって終了となりました。

本プロジェクトでは、「消火戦術及び技術訓練」、「建築防火技術」、「防火検査と監督」、「消防設備操作及びメンテナンス」、「市民防火防災教育指導」、「火災原因調査技術」及び「危険物防火安全管理」の7分野について、5年間で16名の長期専門家（派遣期間が1年以上の専門家）と23名の短期専門家（派遣期間が1年未



集団研修消防行政管理者研修 消防庁表敬訪問



集団研修救急救助技術研修 総合訓練

満の専門家)を北京市に派遣するとともに、北京市消防局から30名の研修員の受入れを行いました。また、あわせて訓練設備、水槽付ポンプ車、はしご車、救助工作車等の機材供与を実施しました。

北京消防訓練センタープロジェクトは、消防分野においては初めての技術協力プロジェクトでありましたが、国内外で非常に高い評価を受けている案件であり、我が国から派遣した消防防災専門家が北京市人民政府から「長城友誼獎」を授与されています。

また、終了間際の9月3日には、北京市において、日中合作プロジェクトによるこれまでの成果を踏まえ、中国における消防教育の展望について討議することを目的として、「2002年中日消防教育北京検討会」が実施され、消防庁木原防火安全室長が「日本における消防教育の現状について」、東京消防庁消防学校宮代教養課長が「東京における消防教育の現状について」と題して、中国各地の消防学校関係者に対し、消防教育に関する講義を行いました。



中国・北京消防訓練センター 教育訓練



カリブ・災害管理プロジェクト ハリケーン被災地視察

なお、プロジェクト終了後も引き続き、「消火戦術及び技術訓練」については、2年間の予定で技術協力を継続することとなっており、現在、救助に関する長期専門家1名が派遣されています。

#### イ カリブ・災害管理プロジェクト

本年度からの新規プロジェクトとして、本年8月からバルバドス、トリニダット・トバゴ等のカリブ海東部地域に位置する諸国に対し、3年間の期間で実施されている「カリブ・災害管理プロジェクト」を推進しています。本プロジェクトでは、ハリケーン、洪水等の風水害に対する防災体制整備を図ることを目的としており、防災計画、ハザードマップ、関連機材等を整備する予定です。消防からは、「地域防災計画」の分野で長期専門家を1名派遣しています。

#### ウ タイ・外傷センタープロジェクト

平成12年7月からタイ国立・コンケン病院外傷センターに対し、5年間の実施期間で「タイ・外傷センタープロジェクト」を推進しています。

本プロジェクトは、コンケン県のプレホスピタルケア(病院前応急処置)改善、交通事故外傷による死亡率の低下を目的とするものであり、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与を実施しています。

## エ 無償資金協力、有償資金協力等

消防防災分野においても、無償資金協力、有償資金協力等を活用した開発途上国の施設・機材整備等を実施しています。消防庁では、行政的・技術的観点からの検討、研修受入・専門家派遣によるソフト面のフォロー等を行い、案件の効果的実施を図っています。

## (4) 消防防災に係る国際協力の推進に関する調査

開発途上諸国の消防防災事情を把握し、国際協力の一層の推進を図るため、消防防災分野のプロジェクト形成調査（ODA案件発掘・形成のための調査）を行っています。昨年度は、中国・東北地区（遼寧省、吉林省、黒竜江省）とトンガ王国で調査を実施しました。このほかにも、消防防災分野のODA案件に係る調査・検討に幅広く参画しております。

## (5) 地方・民間による消防防災国際協力の促進・支援

地方消防機関、消防関係団体、民間海外援助団体（NGO）等においても、消防防災分野の国際協力が独自に実施されており、その活動は近年活発になってきています。消防庁では、情報提供、助言、関係機関への連絡調整等を行い、地方・民間による消防防災分野での国際協力を促進・支援しています。



## 2 国際交流

### (1) トップマネージャーセミナー

消防庁では、国際協力事業団と協力し、消防防災分野の国際交流を図ることを目的として、海外の消防防災行政に携わる幹部職員との交流セミナー（トップマネージャーセミナー）を平成10年度から実施しています。

本年度は11月にインドネシアから幹部職員を招へいし、交流を深めることとしています。

### (2) 日韓消防のパートナーシップ構築

日韓共同開催によるワールドカップサッカー大会、2002年の「日韓国民交流年」等を踏まえ、日韓消防の継続的交流の起点として、本年10月に「日韓消防行政セミナー」を日本において開催しました。セミナーでは、「大規模災害及び有事における消防の対応について」、「消防におけるNBCテロ対策及び救助技術の向上について」を主なテーマとして、意見交換等を行いました。また、国の施設である消防大学校では教育訓練施設を、独立行政法人消防研究所では研究施設を視察した他、東京消防庁では、第二消防方面本部消防救助機動部隊において、阪神・淡路大震災の教訓から震災・特異な災害に迅速に対処するための重機をはじめとする特殊車両や資機材を視察し、京都市消防局では



日韓消防行政セミナー セミナー実施



日韓消防行政セミナー 京都市内視察



最新技術を駆使した消防指令センター及び京都市にある文化財を保護するための様々な防災施設・設備を視察しました。

また、来年度は「日韓消防行政セミナー」を韓国において開催することとし、21世紀における日韓消防のパートナーシップ構築を推進することとしています。

### (3) 国際会議・国際消防組織への協力・参画等

消防庁では、アジア消防長協会、世界義勇消防連盟といった国際消防組織、またこれらの組織が主催する国際会議について協力・参画を行っています。

また、消防用機械器具等に係る国際規格、ハロン消火剤等の使用抑制による地球環境保全など、消防防災分野の国際的なルールづくりへの対応を図っています。

さらに、消防防災に係る科学技術の研究について、国際共同研究、外国研究者の受入れ、国際研究会議への参画等を行っています。



## 3 国際消防救助隊

海外での大規模災害時において、迅速かつ的確な救助活動を実施するため、消防庁では、「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service, IRT-JF. 愛称「愛ある手」)を昭和61年から設置しています。国際消防救助隊は、昭和62年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の公布・施行により、「国際緊急援助隊」の救助チームのメンバーとして国際緊急援助活動を行うこととなりました。

国際消防救助隊は、世界でもトップレベルの技術を有する救助隊として、これまで11回海外において救助活動や支援活動を行っています。近年では、平成11年にトルコ西部における地震災害や台湾地震災害に対し迅速に出動し、高度な資機材を用いて救助活動を実施しています。

消防庁では、国際緊急援助活動の協力要請に速やか



国際緊急援助隊救助チーム 総合訓練

に対応するため、平成13年度に国際消防救助隊の登録消防本部・隊員数を従来の40消防本部501人体制から62消防本部599人体制に拡充しました。

また、登録隊員に対する各種教育訓練の充実を図り、国際消防救助隊の活動体制を強化していくこととしています。本年8月には、外務省・国際協力事業団のとりまとめの下、警察庁・海上保安庁の救助隊員とともに、国際緊急援助隊(救助チーム)総合訓練を長野県において実施しました。

なお、台湾地震災害の際に国際緊急援助隊救助チームを派遣しましたが、本年10月には国際緊急援助隊救助チーム派遣に関する評価調査に消防庁から職員を派遣し、より効果的な協力実施についての提言や派遣の評価を実施しました。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依存関係、環境保全といった国際協力の趣旨に合致するものであり、近年の世界情勢からその重要性はますます大きくなっています。消防庁では、海外消防防災情報の収集・活用体制、海外派遣・受入体制の整備・充実を進めているところであり、今後とも消防防災分野の国際協力・交流を推進していくこととしています。

# 特集2 平成14年度緊急消防援助隊 ブロック合同訓練の実施

## 防災課

平成14年度の緊急消防援助隊の合同訓練が、10月から11月下旬にかけて全国6ブロックで実施されました。

各ブロックの今回の訓練には、消防庁長官をはじめ消防庁職員も参加し、毒劇物事故対応訓練、倒壊ビル救出救護訓練、車両事故・集団救急現場救出救助訓練等の訓練に加え、緊急消防援助隊の出動要請に関する訓練、ヘリコプターテレビ伝送等による画像送信訓練が実施され、消防庁では、その訓練映像を全国に配信しました。

全国6ブロックにおいて、昨年9月11日に発生した

米国同時多発テロを踏まえ、国内のテロ災害対策に万全を期するため、テロによる災害を想定した訓練が実施されたほか、航空部隊による空中消火訓練が実施されました。

消防庁としては、テロによる災害を含め、今後ますます複雑多様化する災害に迅速・的確に対応するため、各都道府県及び消防本部との連携をさらに深め、登録部隊数の拡充や資機材の充実など緊急消防援助隊の体制のさらなる強化を推進していきます。



中部ブロック訓練で、野営激励巡視を行う  
石井隆一消防庁長官



中部ブロック  
(テロによる毒劇物対応訓練)



中国・四国ブロック  
(航空部隊による空中消火訓練)

### 平成14年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練開催状況(開催順)

#### 中部ブロック

- ・日 程 10月16日(水)～10月17日(木)
- ・会 場 野営訓練：富山県高岡市・国立高岡短期大学グランド  
合同訓練：富山県高岡市・スポーツコア
- ・主 催 富山県、富山県消防長会、富山県緊急消防援助隊運用連絡協議会
- ・参加部隊 約80隊309名

##### 主な訓練内容

- ・高架道路救出訓練 ・高層建物救出訓練 ・座屈ビル救出訓練 ・土砂災害救出訓練 ・毒劇物流出事故救出訓練
- ・多重衝突事故救出訓練 ・大規模街区火災消火訓練

#### 中国・四国ブロック

- ・日 程 10月16日(水)～10月17日(木)
- ・会 場 野営・合同訓練：山口県阿知須町・きらら浜
- ・主 催 中国・四国9県、全国消防長会中国支部・四国支部、山口県消防長会
- ・参加部隊 約78隊340名

##### 主な訓練内容

- ・通行障害排除、木造倒壊建物救出訓練 ・座屈ビル対応訓練 ・車両事故対応訓練 ・孤立地区救出訓練 ・危険物対応訓練
- ・耐火建物等火災防御訓練 ・BCテロ対応訓練 ・遠距離送水訓練

## 北海道・東北ブロック

- ・日 程 10月30日(水)～10月31日(木)
- ・会 場 野営・合同訓練：福島県福島市・十六沼公園
- ・主 催 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会
- ・参加部隊 約92隊485名

### 主な訓練内容

- ・座屈ビルの救出救護訓練
- ・土砂災害救出救護訓練
- ・木造倒壊建物の救出救護訓練
- ・高速道路崩壊現場の救出救護訓練
- ・倒壊ビルの救出救護訓練
- ・テロ災害訓練
- ・大規模林野火災防衛訓練
- ・遠距離送水訓練及び延焼阻止線設定訓練

## 九州ブロック

- ・日 程 11月6日(水)～11月7日(木)
- ・会 場 野営・合同訓練：鹿児島県鹿児島市・ふれあいスポーツランド建設用地
- ・主 催 全国消防長会九州支部、鹿児島市消防局
- ・参加部隊 約79隊324名

### 主な訓練内容

- ・中高層建物消火救出訓練
- ・通行障害排除及びトンネル崩落事故救出訓練
- ・土砂埋没家屋、車両救出訓練
- ・倒壊家屋からの救出訓練
- ・毒劇物災害対応訓練
- ・座屈ビルからの救出訓練
- ・遠距離送水、延焼阻止線設定訓練及び空中消火訓練
- ・救急救護活動訓練

## 関東ブロック

- ・日 程 11月11日(月)～11月12日(火)
- ・会 場 野営訓練：埼玉県さいたま市・しらこぼと水上公園  
合同訓練：埼玉県さいたま市・埼玉スタジアム2002
- ・主 催 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練埼玉県実行委員会
- ・参加部隊 約233隊914名

### 主な訓練内容

- ・倒壊建物等救出訓練
- ・道路閉鎖障害物排除訓練
- ・倒壊、落下物による要救助者救出訓練
- ・列車事故救出訓練
- ・倒壊ビル救出訓練
- ・崩落土砂埋没車両救出訓練
- ・座屈建物救出訓練
- ・中高層ビル救出訓練
- ・倒壊木造住宅救出訓練
- ・高速道路崩壊救出訓練
- ・テロ対策対応訓練
- ・遠距離送水訓練及び街区延焼阻止訓練

## 近畿ブロック

- ・日 程 11月20日(水)～11月21日(木)
- ・会 場 野営訓練：徳島県小松島市・小松市総合スポーツセンター  
合同訓練：徳島県阿南市・王子製紙(株)工場用地
- ・主 催 徳島県、徳島県消防長会
- ・参加部隊 約126隊467名

### 主な訓練内容

- ・木造建築物倒壊、埋没事故救出訓練
- ・列車脱線、衝突事故救出訓練
- ・座屈ビル救出訓練
- ・高層建物災害救助訓練
- ・高架道路損壊、劇物流出事故救出訓練
- ・大規模火災消火訓練



# 新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法及び 消防法施行令の一部改正に伴う消防法施行規則 の一部改正の概要

予防課・防火安全室

消防法施行規則の一部を改正する省令については、平成14年10月7日に公布されました（平成14年総務省令第105号）。この消防法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令の概要は、以下のとおりです。



## 1 改正の背景

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年法律第30号。以下「改正法」という。）を行いました。また、同改正を受け、防火対象物の定期点検報告が義務づけられる対象を定めるとともに、自動火災報知設備の設置対象の拡大、消防用設備等の定期点検報告が義務づけられる対象の拡大、防火対象物の用途区分の見直し等を内容とする消防法施行令の一部改正（平成14年政令第274号。以下「改正令」という。）をそれぞれ行いました。

これに伴い、措置命令等に係る公示の方法、防火対象物の定期点検報告制度に係る事項等改正法により省令に委任された事項を定めました。このほか、性風俗関連特殊営業を営む店舗に類するもの等改正令により省令に委任された事項を定めるほか、同種の火災の再発防止策として平成13年12月に出された消防審議会の答申の内容を踏まえ、管理権原が分かれている防火対象物にあっては消防計画に権原の範囲に関する事項を定めることとする等所要の改正を行いました。



## 2 措置命令等に係る公示の方法

防火対象物について消防法上の措置命令等を発動したときの公示は、防火対象物に消防法令違反等の火災予防上の危険があることを周知することで、利用者や近隣の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能となるよう

にするものです。

この趣旨を踏まえ、公示の方法は、防火対象物に立ち入る者に知らせる観点からの「標識の設置」（消防法で規定済み）のほか、近隣の関係者に知らせる観点からの「公報への掲載」、各地方公共団体の判断により行うための「市町村長が定める方法」としました。



## 3 管理権原の明確化等

消防審議会の答申を踏まえ、管理権原が分かれている防火対象物については、消防計画の中で、特に廊下、階段等の共用部分について防火対象物の権原の範囲を明確にしておくこととしました。

また、共同防火管理協議会の代表者は、防火対象物の防火管理業務を円滑に遂行することを可能とするため、各管理権原者を総括し、意思の疎通等を図ることのできる者がふさわしいことを明確化しました。



## 4 防火対象物の定期点検報告制度

防火対象物の定期点検報告制度が導入されたことにより、その細目を以下のように定めました。

点検は1年に1回行うこと。

防火管理維持台帳（消防計画の届出等が編冊されたもの）の作成を管理権原者に義務付けること。

防火対象物点検資格者は、消防設備士、消防設備点検資格者等火災の予防に関する専門的知識を有する者で、登録講習機関が行う講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けている者とする。

登録講習機関の登録に係る手続（登録申請、総務大臣の登録の実施、登録の失効・抹消・取消等）を定めること。

点検基準は、消防計画に基づき一定の事項が適切に行われていること等とすること。

防火対象物点検済表示を図1のとおりとすること。



## 5 定期点検報告制度の特例認定

防火対象物の定期点検報告制度に係る特例認定の細目を以下のように定めました。

改正法により省令に委任された認定要件は、前記4. の点検基準に適合していること等とすること。

特例認定の表示を図2のとおりとすること。



## 6 用途区分の見直しに係る細目

改正令により、消防法施行令別表第一(二)項に八として「性風俗関連特殊営業を営む店舗」(風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)第2条第5項に規定するもの)を定めましたが、

これに類するものとして、以下の二つを定めました。

異性紹介営業を営む店舗(電話に限らないもので、いわゆるセリクラ(テレクラ(電話異性紹介営業)と同様の防火対象物内に、電話に代わってインターネットを使用できるパソコンを設置しているもので、インターネット上で、異性を選択しデート(ネット上のものを含む)代金の交渉をするもの。)をいう。)

ファッションマッサージ等(個室を設け、当該

個室において客(異性の客に限らないもの)の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業をいう。)



## 7 改正住民基本台帳法の施行に伴う措置

消防設備士免状の記載事項のうち氏名又は生年月日に変更を生じ、免状の書換申請(記載ミスに係るものを含む。)を行う際、都道府県知事が平成14年8月5日から開始された住民基本台帳ネットワークを用いて本人確認情報を利用する場合には、氏名又は生年月日の変更を証明する書類である住民票の添付を省略することができることとしました。

なお、今回、危険物の規制に関する規則を改正し、危険物取扱者免状の書換申請についても同様の扱いとしました。



## 8 施行期日について

消防法施行規則の一部を改正する省令は、改正法の施行の日(平成14年10月25日)から施行することとしました。ただし、上記3から6までについては、改正法附則第1条ただし書(防火対象物の定期点検報告制度について規定した部分)に規定する施行の日(平成15年10月1日)から、上記7については、公布日(平成15年10月7日)から施行することとしました。

図1



図2



# 日本のODA

近年、様々な要因から国際的な連携への関心が高まってきています。そのような中、テレビのニュースや新聞などで「ODA」という言葉が頻繁に聞かれます。本誌今月号でも特集1の「消防の国際協力」(P.4~7参照)で触れていますが、今月はこの「ODA」について調べてみました。

「ODA」とはOfficial Development Assistance(政府開発援助)の略です。開発途上国の経済発展について支援することを一般に「経済協力」と呼びますが、様々な「経済協力」のうち以下の3つの要件を満たした資金の流れが「ODA」に当たるものです。

1. 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること
2. 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
3. 資金協力については、その供与条件が発展途上国にとって重い負担にならないようになっており、グランド・エレメント(G.E.)が25%以上であること

グランド・エレメント:贈与要素  
借款条件の緩和度を示す指標。G.E.25%以上の基準については開発援助委員会(Development Assistance Committee: DAC)の申し合わせで決まっており、完全な贈与はG.E.100%となる。

上記を日本の「ODA」として簡単に説明しますと、1.については「実施機関」はJBIC(国際協力銀行)とJICA(国際協力事業団)等です(有償資金協力をJBICが、無償資金協力と技術協力の部分をJICAが担当します)。2.について、軍事的援助などはODAに外れます。3.については貸付の度合いを表わす数値で、G.E.が低くなると、開発途上国側の負担が重くなることになります。

日本の「ODA」の歴史は次のようなものでした。1940年代後半、荒廃した第2次世界大戦後

の日本もODAの受入国でした。この「経済協力」により早期復興を果たした日本は、その後、最初のODAとしてビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ラオス、シンガポール、韓国、モンゴル、ミクロネシア等に戦後賠償の形態の無償援助を行いました。61年にOECD(海外経済協力基金、99年に日本輸出入銀行と統合し、JBICが設立)、74年にJICAが設立され現在の体制が整備されました。89年にはアメリカを抜いて世界第1位のODA処出を行い、今にいたっています。

なお、日本はODA大綱より以下の四つの理念と4原則に則ってODAを行っています。

## 四つの理念

1. 人道的考慮
2. 相互依存性の認識
3. 環境の保全
4. 自助努力の支援

## 4原則

1. 環境と開発の両立
2. 援助の軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避
3. 開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向への注意
4. 開発途上国の民主化の促進、市場指向型経済導入の努力、基本的人権や自由の保障状況への注意

難しい話になりましたが、私たち一人ひとりも地球に住む人間として、国際協力についての知識を深め、意識を高めていかなければならないのではないのでしょうか。





## 違反是正等研修会の実施

### 防火安全室

10月25日に施行された改正消防法の内容である違反是正の推進を図るために、火災危険性等を踏まえた立入検査の優先順位の考え方、検査項目のポイント、防火対象物の関係者への指導要領等を盛り込んだ「立入検査マニュアル」及び火災の危険性、違反の悪質性等を勘案した命令発動要件の具体例、告発要領等を盛り込んだ「違反処理マニュアル」を作成し、本年8月30日に執務資料として消防庁から各都道府県あて配付しました。

このマニュアルを各消防機関において十分に活用していただく為に、マニュアルの解説を主な内容として全国消防長会、違反是正支援センター及び東京消防庁の協力を得て「違反是正等研修会」を開催しました。

研修会は、9月10日の愛知県名古屋市を皮切りに、最終の10月11日の広島県広島市まで、全国消防長会の9ブロックにおいて開催しました。

更に、各消防機関からの強い要望に応じて、「消防法違反是正推進会議」においてこの研修会を全国6ブロックで実施しました。(表1、2参照)

表1 「違反是正等研修会日程表」

ブロック名	開催場所	開催日時
北海道	小樽市	9/30(月)
東北	仙台市	9/20(金)
関東	横浜市	9/12(木)
東海	名古屋市	9/10(火)
東近畿	京都市	9/13(金)
近畿	大阪市	9/11(水)
中国	広島市	10/11(金)
四国	徳島市	9/27(金)
九州	熊本市	9/26(木)

表2 「消防法違反是正推進会議日程表」

ブロック名	開催県	開催日時
北海道・東北	青森県	11/22(月)
関東・甲信越	群馬県	11/28(木)
中部	岐阜県	11/20(水)
近畿	奈良県	11/27(水)
中国・四国	島根県	11/ 6(水)
九州	鹿児島県	11/ 1(金)

今回の研修において、各会場とも多数の方が参加され、一日にわたる講習にもかかわらず、事務に直結する内容であることから、皆さん真剣なまなざしで聴講されていました。



東尾審議官  
(関東ブロック会場)



中国ブロック会場  
(広島市消防局)



九州ブロック会場  
(鹿児島県庁)

研修会での講習内容は、次のとおりです。

### 1 最近の消防法令の動向

防火対象物定期点検報告制度について

- (ア) 制度の概要について
- (イ) 点検基準について
- (ウ) 防火基準点検済証、防火優良認定証について
- (エ) 防火対象物点検資格者の資格取得について
- (オ) 資格者養成機関(登録講習機関)について

## 2 立入検査マニュアル・違反処理マニュアルの解説

### (ア) 立入検査マニュアル

- ・消防法第4条の改正を踏まえた立入検査時の留意事項について
- ・小規模雑居ビルに対する立入検査時の着眼点及び留意事項について

### (イ) 違反処理マニュアル

- ・違反処理の事務処理手順について
- ・消防吏員による措置命令及び略式の代執行について  
(研修会資料「事例研修」「物件の存置に対する消防吏員の除去命令」参照)
- ・違反調査要領について
- ・警告書、命令書作成のポイントについて
- ・措置命令を発した場合の公示について
- ・告発及び代執行の手続きについて
- ・違反処理基準の解説について
- ・改正消防法を踏まえた違反処理規程例について

## 3 違反処理実務

- ・実況見分及び実況見分調書作成の要領について
- ・違反調査報告書の作成要領について
- ・警告書の作成要領について
- ・命令書の作成要領について
- ・質問調書の作成要領について
- ・標識の作成例について

## 4 事例紹介

- ・民事訴訟事例について
- ・行政訴訟事例について
- ・刑事訴訟事例について
- ・告発事例について

### 研修会資料「事例研修」

【物件の存置に対する消防吏員の除去命令(消防法第5条の3第1項)】

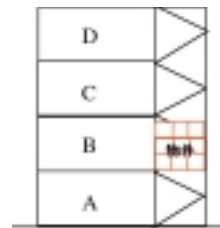
(違反の状況) 1階から2階への階段が、物件により完全に塞がれており、一人も通ることができない状況である。存置されている物件は、電気店Bの所有する電化製品の段ボール箱である。以下の事例についての対応はどうしたらよいか。

1 確知と不確知とは、以下の場合である。

- 確知..... 対象となる者が現場にいる場合  
対象となる者が現場にいないが、氏名・住所等が判明している場合
- 不確知...対象となる者が現場におらず、氏名・住所等が判明していない場合

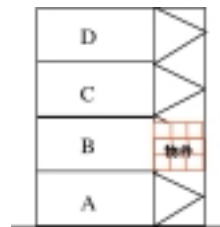
2 特に緊急の必要があると認める場合とは、「関係者が遠隔地にいるなど命令を発動するまでに期間を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障が生じるおそれのある場合」

#### 事例1 物件の所有者が確知できる場合



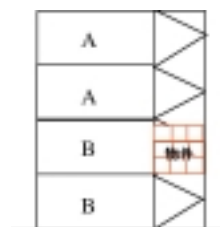
- ・物件の所有者であるBが現在出勤している。

#### 事例2 物件の所有者が確知できる場合



- ・物件の所有者であるBは不在である。
- ・ビルの所有者であるDはビル内にいる。
- ・物件の所有者であるBは店が休業のため不在で、その氏名・住所等は判明しているが連絡が取れない。  
なお、物件に貼られていた伝票からBの所有物であることが判明している。

#### 事例3 物件の所有者も、ビルの所有者も確知できない場合



- ・ビルの所有者であるAは不在で、連絡先等も不明である。
- ・物件の所有者であるBは不在で、連絡先等も不明である。  
なお、物件に貼られていた伝票からBの所有物であることが判明している。

## 第5回全国消防広報コンクールの結果

総務課

全国消防広報コンクールは、全国の消防本部及び消防団の広報紙、広報写真、広報ポスター・広報カレンダーなどの各種広報媒体から広報技術が全国的に見て優秀なものを選定し広く紹介することにより、消防防災行政の推進に寄与することを目的として、平成10年度から実施しており、今年度からホームページ部門を新たに設け、全4部門で実施しました。

今回の応募点数は、「広報紙部門」76点、「広報写真部門」41点、「広報ポスター・カレンダー部門」42点、「ホームページ部門」が38点であり、10月29日(火)の表彰選考会において、次のとおり受賞作品が選定されました。

今月号では、総評・受賞団体を紹介し、各部門毎の講評、各受賞作品の講評及び作品は次号で紹介します。

### 応募作品の総評（長岡光弘代表委員）

今回の広報コンクールの応募から、新たにホームページ部門が加わり、4部門の応募総数は197作品でした。審査委員は新部門が加わったことにより、1名増員の7名で審査を行いました。

審査は、1：各部門の特性を活かしている表現か、2：わかりやすく情報を訴求しているか、3：情報の内容が充実しているか、などを審査の基準とし、「国民の立場にたった目線」と「専門家としての視点」で審

### 「受賞作品」

#### 1. 広報紙部門

最優秀賞	静岡県	磐南行政組合磐田消防本部	消防だより
優秀賞	兵庫県	揖南消防事務組合消防本部	広報いなん消防
優秀賞	福岡県	春日・大野城・那珂川消防組合消防本部	わかば
入選	京都府	丹後広域消防組合消防本部	たんごの風
入選	和歌山県	那賀郡消防組合消防本部	広報なが119
入選	広島県	山県西部消防組合消防本部	広報「やまがた西部消防」
特別賞	福岡県	北九州市消防局	消防のしごと

#### 2. 広報写真部門

最優秀賞	東京都	東京消防庁	激流と闘う消防隊
優秀賞	神奈川県	横浜市消防局	最後の使命
優秀賞	岐阜県	羽島市消防本部	秋気
入選	兵庫県	にしたか消防本部	ちびっこ消防士誕生
入選	奈良県	中和広域消防組合消防本部	炎に向かう
入選	香川県	高松市消防局	豆消防士奮闘

#### 3. 広報ポスター・広報カレンダー部門

最優秀賞	大阪府	大阪市消防局	ポスター
優秀賞	東京都	東京消防庁	ポスター
優秀賞	大阪府	堺市高石市消防組合消防本部	ポスター
入選	福島県	白河地方広域市町村圏消防本部	カレンダー
入選	埼玉県	熊谷地区消防本部	ポスター
入選	京都府	京都市消防局	ポスター
特別賞	和歌山県	那賀郡消防組合消防本部	カレンダー

#### 4. ホームページ部門

最優秀賞	東京都	東京消防庁
優秀賞	愛知県	小牧市消防本部
優秀賞	大阪府	大阪市消防局
入選	京都府	京都市消防局
入選	広島県	山県西部消防組合消防本部
入選	福岡県	北九州市消防局



第5回全国消防広報コンクール消防庁長官表彰式



査に当たりました。

どの作品も、確実に総合的な表現技量の向上が見られ、各部門で光る作品を数多く目にしました。一方、入選作と選外に漏れた差は紙一重であり、ちょっとした技量の差が明暗を別けました。個々に見ると入選に入ってもおかしくない作品も数多くあり、次回作に期待します。

世界的に相次ぐ災害とテロ事件、防災・救急・火災予防に対する関心は、年々高まっています。国民の関心に対応を図る意味でも、消防広報の役割は増々重要度を増しています。広報者は、分かりやすく、ためになる情報を心がけ、一層の努力が期待されます。

## 最優秀賞 受賞作品

### 【広報紙部門】



消防だより  
(磐南行政組合磐田消防本部)

### 【広報写真部門】



激流と闘う消防隊 その1



激流と闘う消防隊 その2



激流と闘う消防隊 その3  
(東京消防庁)

### 【広報ポスター・広報カレンダー部門】



ポスター  
(大阪市消防局)

### 【ホームページ部門】



<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>  
(東京消防庁)

なお、表彰式は、各部門の「最優秀賞」「優秀賞」の受賞団体に対して、11月14日(木)に消防庁消防審議会室で行いました。

今回受賞した作品は、消防庁ホームページ、平成14

年版消防白書などに掲載するとともに、中央合同庁舎2号館1階で11月末まで展示し、多数の方にご覧いただきました。

## 「地方公共団体の地域防災力・危機管理対応力評価指針作成検討会」の開催

防災課

消防庁では、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制を客観的に評価するに当たって参考となる指針を作成するため、学識経験者と消防庁、地方公共団体の職員から成る「地方公共団体の地域防災力・危機管理対応力評価指針作成検討会」を開催することとし、その第1回検討会を、10月8日（火）に実施しました。

東海・東南海地震等の大規模地震の可能性が高まり、また米国同時多発テロ後の状況等を踏まえると、地方公共団体の災害対応力・危機管理対応力を早急に強化していくことが不可欠です。そのためには、地方公共団体が地域の災害の発生危険性や自らの防災・危機管理体制の現状を的確に把握することが重要と考えられます。このため、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制を客観的に評価するに当たって参考となる指針を作成し、地域の防災力・危機管理対応力の評価を推進することとしたものです。

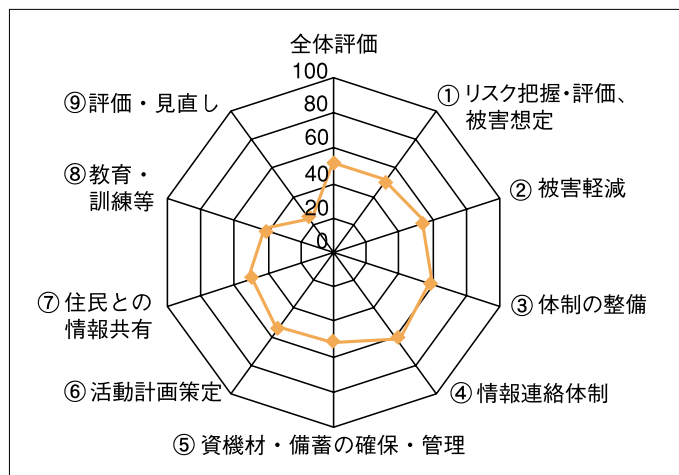
検討会は、次の事項について調査検討を行い、地方

公共団体の地域防災力・危機管理対応力評価指針を作成します。

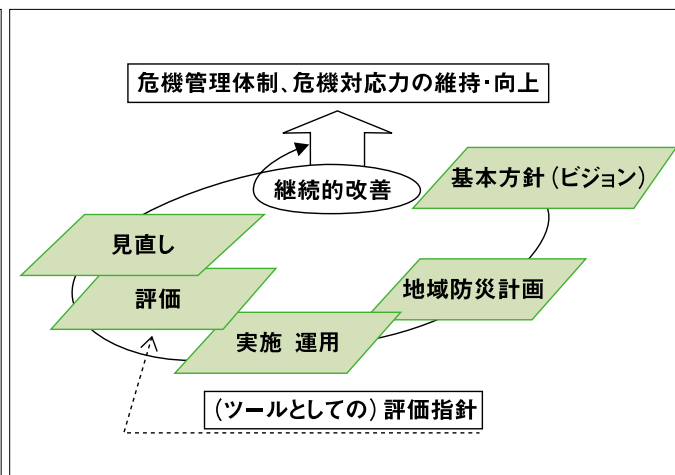
- ・FEMA(米国連邦危機管理庁)の「State Capability Assessment for Readiness (CAR) (州危機対応能力評価基準)等、関連する資料等の収集・分析
- ・評価指針の枠組み、点数化の方法について
- ・評価指針の具体的項目、質問事項等について
- ・評価指針の活用、自己評価の公表のあり方等について

年度内にさらに検討会を2回開催の上、報告書を取りまとめる予定です。

今後、この指針をもとに継続的に自己評価を行うとともに、指針自体の内容を逐次見直すことも必要と考えています。これにより、地方公共団体の危機管理マネジメントシステムの継続的な改善にも寄与するものと考えられます。



評価結果(イメージ)



危機管理マネジメントシステムのモデル(イメージ)

## 平成14年消防関係者秋の叙勲伝達式

総務課

平成14年秋の叙勲伝達式が去る11月8日（金）10時10分からニッショーホール（港区虎ノ門）において、徳田正明日本消防協会会長・日本防火協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長などを来賓に迎え、約850名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は495名です。

なお、勲等別受章者数は次のとおりです。

勲四等	旭日小綬章	4名
勲四等	瑞宝章	9名
勲五等	雙光旭日章	28名
勲五等	瑞宝章	99名
勲六等	單光旭日章	177名
勲六等	瑞宝章	178名

伝達式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から勲記及び勲章が勲等別にそれぞれの代表者に伝達

され、最後に受章者を代表して東京都の西村明允氏が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者約636名は皇居に参内し、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、京都府の飯沼正氏が拝謁者を代表してお礼言上し、陛下よりお言葉を賜りました。その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して皇居を退出いたしました。なお、拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

### お礼言上

勲四等 旭日小綬章 飯沼 正

### 代表謝辞

勲四等 旭日小綬章 西村明允

### 代表受領

勲四等 旭日小綬章 太和田忠

勲四等 瑞宝章 高見章郎

勲五等 雙光旭日章 原田正男

勲五等 瑞宝章 佐藤喜一

勲六等 單光旭日章 東 徳嘉

勲六等 瑞宝章 古川春男



石井隆一消防庁長官が勲記及び勲章を伝達



受章者代表謝辞を述べる西村明允氏



## 平成14年度消防功労者総務大臣表彰式

### 総務課

平成14年度消防功労者総務大臣表彰式が、去る11月15日（金）11時00分から総務省講堂において、徳田正明日本消防協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害等から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び消防関係者の志気高揚を図り、職務に精励する励みとする」という目的で、「119番の日」（11月9日）にちなみ、毎年11月に実施しているものです。

受賞者は防災リーダーとして地域社会の安全確保、防火思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、片山虎之助総務大臣の挨拶の後、大臣から受賞者一人ひとりに表彰状が授与され、受賞者を

代表して、嶋村尚美横浜市港北消防団団長が謝辞を述べ、最後に大臣らと受賞者で記念撮影を行い終了しました。

なお、栄えある受賞者の方々は次のとおりです。

千葉 忠一	岩手県岩手町消防団団長
嶋村 尚美	神奈川県横浜市港北消防団団長
榎本 二夫	新潟県守門村消防団団長
山川 寛二	京都府京都市左京消防団団長
北野 好夫	大阪府富田林市消防団団長
吉田 孝一	兵庫県神戸市北消防団団長
亀谷 利幸	島根県浜田市消防団団長
上杉 哲市	愛媛県上浦町消防団団長
平田 芳馬	福岡県田川市消防団団長
新垣 正利	沖縄県伊平屋村消防団団長
東館のり子	北海道婦人防火クラブ連絡協議会会長
毛利美恵子	愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会会長



消防功労者総務大臣表彰式

## 平成14年度原子力総合防災訓練

### 特殊災害室

平成11年9月30日、茨城県東海村ウラン加工施設において臨界事故が発生したことを契機に、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が制定されました。原災法では、事業者の第一義的な責任が明確にされるとともに、国が積極的に対応に当たることとされており、その対応の1つに国が計画を作成して、国、地方公共団体、原子力事業者等が一体となって原子力防災訓練を実施することが定められています。この訓練は、原災法が施行された平成12年度から毎年1回実施され、今年度は去る11月7日（木）に、福井県大飯町関西電力㈱大飯発電所を対象として実施されました。

当日は、総理官邸において、内閣総理大臣を本部長とし、総務大臣を始め、関係閣僚を本部員とした、政府の原子力災害対策本部の設置・運営訓練が、また、福井県大飯原子力防災センター（緊急事態応急対策拠点施設）においては、国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会する原子力災害合同対策協議会等の設置・運営訓練が、さらに福井県、大飯町、小浜市、高浜町及び若狭消防組合消防本部においては災害対策本部の設置・運営訓練がそれぞれ実施されました。また、大飯町や小浜市においては、住民の避難、屋内退避の訓練や、汚染した負傷者に対し、除染を行い医療機関へ搬送するなどの医療活動訓練等の実践的な訓練が行われました。

特に今回の訓練では、小学校の児童や福祉施設の入所者等の災害弱者も参加した避難及び屋内退避訓練並びに当該発電所が半島の突端に位置するという地域の

特殊性を鑑みた陸上及び海上からの住民避難訓練が実施されました。

また、近隣の地方公共団体との広域的な連携を図ることを目的に、石川県や名古屋市の緊急消防援助隊などが、県外からの広域応援として訓練に参加し、名古屋市消防局のヘリコプターが、石川県の衛星通信車と連携して、指揮支援部隊の情報収集活動を行い、上空からの被災地の映像を総理官邸の原子力災害対策本部会議に提供しました。さらに、発電所内において重症を負った被ばく患者が発生したことを想定した搬送訓練では、航空部隊である石川県の防災ヘリコプターが、若狭消防組合消防本部の救急車により福井県大飯原子力防災センターのヘリポートまで搬送された患者を、福井市内の臨時ヘリポートまで搬送し、福井県立病院の救急車に引き継ぎました。

消防庁においては、政府の原子力災害対策本部会議、現地の原子力災害合同対策協議会に参画し、消防庁内では政府の原子力災害対策本部など関係機関との緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練を実施しました。

今後、原子力施設が所在する地域では、地域防災計画に定める原子力緊急事態を想定した防災訓練を引き続き実施するとともに、より実効性のある訓練内容としていくことが重要と考えており、消防庁としても、地域防災計画原子力災害対策編作成マニュアルの見直し及びより実践的な原子力防災訓練のあり方の検討を行い、原子力防災体制の充実を図っていくこととしています。



平成14年度原子力防災訓練時のオフサイトセンター（福井県大飯原子力防災センター）



右：石川県衛星通信車  
左：名古屋市消防局指揮車（車載局）



発電所内で重症を負った被ばく患者を福井県立病院に搬送するために、若狭消防組合消防本部の救急車から石川県防災ヘリコプターに引き継ぐ様子

## 社団法人日本損害保険協会に消防庁長官感謝状を授与

消防課

去る10月21日（月）石井隆一消防庁長官より社団法人日本損害保険協会に対して消防庁長官感謝状を授与しました。

これは、昭和27年に日本損害保険協会が地方自治体に対して消防車両を寄贈して以来毎年行われ、今年で50年目を迎えたことから、日本損害保険協会の消防行政に対する多大な貢献に対して深く感謝の意を表すこととしたものです。

なお、今年は消防ポンプ自動車（CD - 型）4台、水槽付消防ポンプ自動車9台、救助工作車2台が15の自治体に寄贈され、この50年間で寄贈された消防車両

の総数は、消防ポンプ自動車1,274台、水槽付消防ポンプ自動車714台、救助工作車111台、その他の車両が403台の合計2,502台となります。



## 第18回全国消防操法大会

消防課

消防団の日頃の訓練の成果について消防用器具の操法を競う、第18回全国消防操法大会が、去る10月24日（木）午前9時から日本消防協会中央消防訓練場（横浜市消防訓練センター）において開催されました。

本大会においては、いかなる状況下においても、迅速、確実、かつ安全に行動できるよう、本業の多忙な中で寸暇を割いて訓練を重ね、技術の習得に励んでいる全国の消防団の中から、各都道府県の代表としてポンプ車の部24隊、小型ポンプの部23隊が参加しました。

当日は、あいにくの雨模様の中、多数の応援も得て、各隊は日頃の成果を発揮すべく、機敏に操法を実施しました。

大会の結果は次のとおりで、優勝団体には、消防庁から消防庁長官賞が授与されました。



祝辞を述べる若松謙維  
総務副大臣



操法競技の風景

### ポンプ車の部

優勝	大瀧村消防団（秋田県）
準優勝	小郡市消防団（福岡県）
準優勝	溝口町消防団（鳥取県）
準優勝	金沢市第三消防団（石川県）
優良賞	御殿場市消防団（静岡県）
優良賞	南足柄市消防団（神奈川県）
優良賞	伊野町消防団（高知県）
優良賞	日向市消防団（宮崎県）
優良賞	芦辺町消防団（長崎県）
優良賞	太地町消防団（和歌山県）

### 小型ポンプの部

優勝	内海町消防団（広島県）
準優勝	中津川市消防団（岐阜県）
準優勝	南郷村消防団（青森県）
準優勝	葛巻町消防団（岩手県）
優良賞	一宮町消防団（兵庫県）
優良賞	近江八幡市消防団（滋賀県）
優良賞	鳴瀬町消防団（宮城県）
優良賞	市原市消防団（千葉県）
優良賞	昭和村消防団（群馬県）
優良賞	朝地町消防団（大分県）



# 消防・救急無線デジタル化の動き

防災情報室

現在使用されている消防・救急無線はアナログ方式が用いられていますが、近年、技術の発展に伴い各方面へのデジタル技術の活用が進んでいることから、消防庁では消防・救急無線へのデジタル技術の利用について検討を行っています。

## 1 経緯

平成8年に郵政省電気通信局（現総務省総合通信基盤局）から、電波の有効活用のために消防・救急無線のデジタルナロー化についての協力が要請され、翌年より全国消防長会において最適なデジタル方式の選定などについての検討が開始されました。

消防庁では、「消防・救急無線デジタル化検討委員会」において、平成11・12年度に実験用デジタル無線機の作成及びフィールド実験を行ったほか、様々な課題検討を行っています。また、全国消防長会では、消防・救急デジタル無線の260MHz帯の使用と通信方式が了承され、平成14年6月には、デジタル無線機器の共通仕様を取りまとめられました。

## 2 消防・救急デジタル無線の通信方式について

消防・救急デジタル無線では、SCPC方式を基本方式として、高度化利用を図る場合にはTDMA方式を採用することとしています。

### (1) SCPC方式 (Single Channel Per Carrier)

周波数分割多元接続 (FDMA) のひとつで、1音声チャンネル当たり1搬送波を割り当てる伝送方式をいいます (図1)。音声通信での使用を主として考えており、異なる消防本部の部隊間等でも使用周波数を合わせることで容易に音声通信が可能な方式です (図2)。

### (2) TDMA方式 (Time Division Multiple Access)

時分割多元接続といい、ある周波数帯域を一定の時間幅で分割して複数のチャンネルを作り、各局に割り当てる伝送方式のことをいいます (図3)。電波の効率

的利用に優れ、データ伝送などに利用されますが、SCPC方式に比べるとシステムが複雑になります (図4)。

## 3 平成13年度消防・救急無線デジタル化検討委員会検討結果

平成13年度の消防庁委員会では、デジタル化に伴って消防・救急用無線周波数帯が移行される予定であることから、新周波数帯での既設の無線通信補助設備の確認実験と対応についての検討、無線設備等の共同運用の検討を行いました。

無線通信補助設備を構成する共用器及びアンテナについては、交換する必要があることがわかりました。漏洩同軸ケーブルは、新周波数帯でも使用可能なものがあることが確認されましたが、「共振点」とよばれるケーブル特性が著しく低下する一定の周波数帯が新周波数帯にある場合には使用できない可能性があります。また共振点は計算から求められますが、今回の実験から共振点は実測値と計算値でずれが生じることが確認されました。このずれを考慮し、新周波数帯に共振点があると予測される漏洩同軸ケーブルは、主要メーカーで全型式中、該当する型式は約20%であることがわかりました。

また、無線設備等の共同運用については、三つのパターンを想定して検討を行いました。それぞれ技術的には問題がなく、設備の共用によりコスト等の低減と機能の高度化等が期待されます。しかし地形条件によってはコストの低減が見込めない場合も想定され、各本部で具体的な検討を行う必要があります。さらに運用についても、設備の管理責任や指揮命令系統について検討し、責任分界点を明確にする必要があります。

## 4 平成14年度検討事項について

消防庁では今年度、以下の検討を行っています。

デジタル移行モデルの策定

消防本部等がデジタル無線へ移行する際の移行方法モデルの検討

### 地域防災無線との共同運用

消防・救急デジタル無線と同一周波数帯・通信方式（TDMA）である地域防災無線との設備共用・共同運用の検討

デジタル移行による無線通信設備の活用モデル

デジタル化により導入可能なアプリケーションの検討

無線通信設備等共同運用の技術的指針

共同運用する際の技術・運用で考慮する事項の抽出・検討

デジタル無線機器等費用の算出

移行モデル別に整備等の費用算出

## 5 消防・救急デジタル無線の今後

今後、各消防本部等において、具体的な移行についての検討が進められると考えられますが、消防・救急通信の高度化や公共の財産である電波の有効活用を十分考慮して早急にデジタル無線への移行を進めていく必要があります。その際、各消防本部にあっては都道府県の消防防災部局等とも連携しつつ、デジタル化への早期移行についてご尽力をお願いします。

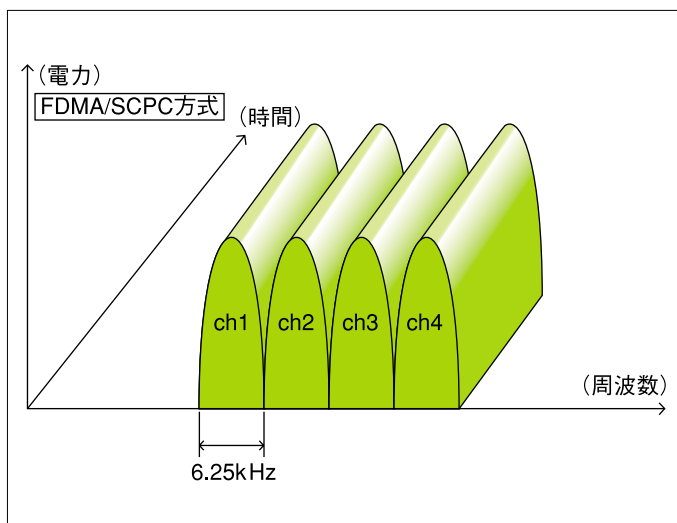


図1 FDMA/SCPC方式

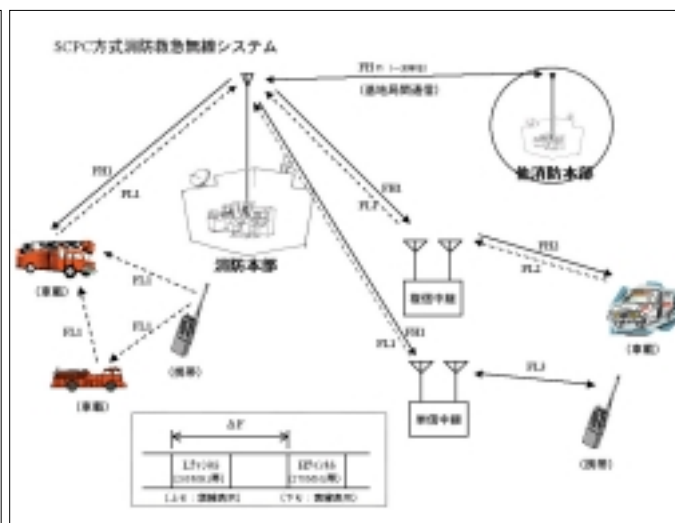


図2 SCPC方式無線システム

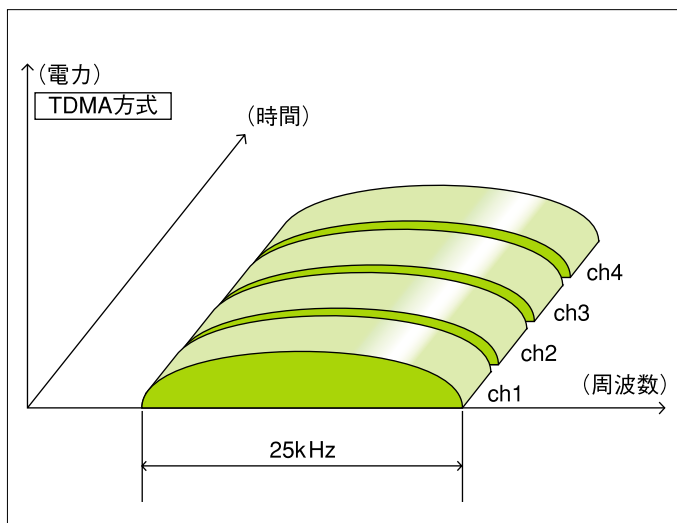


図3 TDMA方式

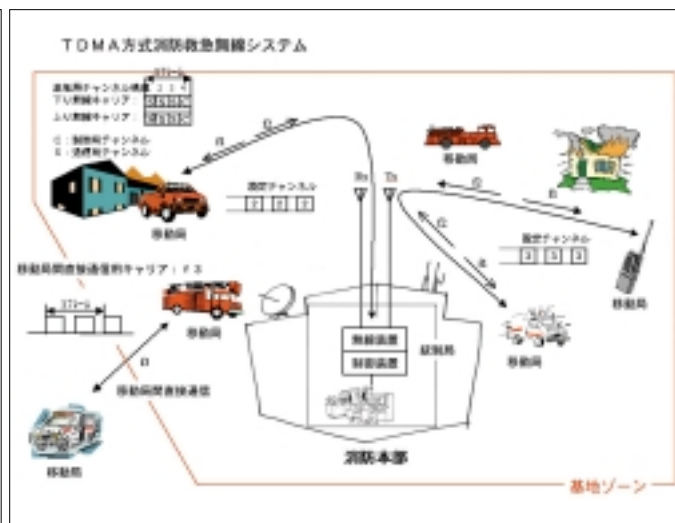


図4 TDMA方式無線システム



## 沖縄県 東部消防組合消防本部



沖縄県 東部消防組合  
消防本部

消防長 **花城 清文**

「みんなで守ろう尊い命と財産」

海と自然と伝統が残るまち

当組合は、細長い沖縄本島の東南部に位置し、昭和51年4月に発足した。

古式ゆたかな綱曳きと首里城正殿の赤瓦の生産地として有名な与那原町。琉球王朝時代、尚巴志のゆかりの地で、静かな入江の中に馬天港がある佐敷町。王位継承でさまざまなドラマの舞台となった内間御殿と沖縄県で唯一の国立大学「琉球大学」がある西原町。伝統的な織物「琉球かすり」と映画「ひめゆりの塔」で知られる陸軍病院があった南風原町の4町で構成している。

また、組合は、本部1、署1、出張所3、職員112名で組織し、構成町の人口、92千人、面積は41.34km<sup>2</sup>を管轄する。

那覇空港や県庁所在地の那覇市と隣接した南風原町、コバルトブルーに輝く海に接した与那原町、佐敷町、西原町は、大型店舗や高層住宅、宅地開発等で大きく発展し、自然を生かした美しい快適環境の町、またマリントウン構想で21世紀の都市づくりが進められている。

### みんなで守る命

組合では、「みんなで守ろう尊い命と財産」をキャッチフレーズに、町民参加による行事を積極的に行っている。

職員のボランティアで、夏休みに行っているファイヤーフェスティバルも、その一例である。多くの子どもや父母が参加し、ポンプ車放水、はしご車試乗、救助・救急法等を体験してもらった。はしご車を試乗した方からは、「怖い面もあったが良い体験をした」と好評である。

また、上級・普通救命講習会、救急講演会、街かど救急フェア、さらには学校、地域での講演会等も行っ

ている。

そのほか、中学、高校、大学生の体験学習も受け入れているが、こうした行事は、消防活動への理解を得るため非常に大切であり、これらの成果により町民との愛のリレーができるものと信じている。

組合では、通報の98%が救急要請で、年間2,500件出場している。

このような救急需要に対処するため、沖縄県ではじめての女性救急救命士を採用するなど、救急体制の強化を図ってきた。

しかし、交通の要衝となっている管轄区域の出場件数は右肩上がりに増え、救急車両の整備と救急救命士の養成は急務となっている。とりわけ、高度な救急業務のサービスを提供するには、全職員が応急手当指導員認定者(現在68%)の資格を取得することも欠かすことのできないもので、こうした課題にも取り組んでいる。

いうまでもなく、消防業務で最も必要なものは住民から信頼され、仲間を信頼することである。その信頼を深めるため、広報紙を発行しているが、情報の共有化により職員間のコミュニケーションが広がっている。しかも、職員だけでなく構成町長や組合議員にも配付することで、実際の消防活動を広く知らせることができ共通認識が図られ、風通しがよくなったと感じている。

### おわり

夕日が海に傾いているというのに構内ではまだ訓練に励む職員達の汗が光る。その職員の心には消防の使命の星が輝いていた。



県立学校教職10年会社貢献活動体験研修



中学生の職場体験学習



ファイヤーフェスティバルでの展示訓練



## 平成14年度防火ポスター作品審査会

千葉市消防局

千葉市消防局では、市内の少年消防クラブ員が描いた、「防火ポスター作品審査会」を実施した。

この審査会は、小さい頃から防火意識を高めようと毎年行われており、今年で18回目となる。今年、226点の応募があり、市長賞・消防局長賞をはじめとする特別賞13点、佳作20点が選ばれた。

特別賞の13点は今年度の「防火ポスター」となり、火災予防運動中に各事業所や町内自治会に配付され掲示される。



消防局講堂にて審査する先生方

## 私たちの地域は私たちが守ります

～消防展を開催～

雲南消防本部

雲南消防本部では、管内10ヶ町村持ち回りで、毎年秋の文化祭に協賛し消防展を開催している。

18回目を迎えた今年の消防展では、幼稚園児の鼓笛隊演奏をはじめ、消防関係者約300名による防火パレード、会場では婦人防火クラブ員並びに幼稚園児による防火餅つき・餅まきを行い、防火・防災に関するパネルや住宅防災機器等の展示のほか、移動消防署の開設など、2日間にわたり住民に火災予防を呼びかけた。



消防展の会場で火災予防を啓発

島根県

消  
防

千葉県

望くぼうろつ楼

大分県

## ラジオを通じて津波対策を広報

日高広域消防事務組合消防本部

当本部職員（消防署長）が9月28日（土）毎日放送（MBS）ラジオの生番組にゲスト出演し、当本部管内の印南町における安政南海地震津波の際の、奇跡的な全員避難の成功例を紹介した。成功を収めた理由及び今後の教訓について『伝えたい。南海地震の教訓』という題で放送され、放送内容は、インターネットでも配信されたことから放送局には多くの反響が寄せられた。成功のキーワードは「長期伝承（150年間）と実践」及び「訓練は実戦」であるとしている。

サイトアドレス <http://mbs1179.com/117/>



当消防本部消防署長（中央）とスタッフ

通  
信

和歌山県

## 消防署・消防団（水難救助班）による合同救助訓練の実施

杵築市消防団

杵築市消防団では、平成10年度に「水難救助班（団員の中から漁業従事者10名）」を結成した。

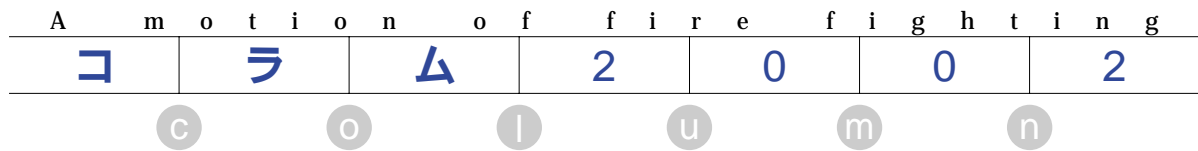
水難救助班の結成は、平成9年9月、台風19号で川が氾濫し水没した市道で軽自動車が立ち往生し、流れが速く近づけず、漁船で2キロほど川を上って救助した事例からである。

災害時には、団長の指揮により班員が所有する漁船などを使って、被害者の救助や避難誘導、行方不明者の捜索などを行う。

このほど消防署と水難救助班で年1回の合同救助訓練を実施した。



消防署・消防団（水難救助班）による合同救助訓練



## 消防・防災ヘリコプターによる救急活動

消防・防災ヘリコプターは、その高速かつ機動的という特性を活かして、傷病者の迅速な医療機関への搬送に大きく貢献している。特に、離島・山間部など救急自動車による搬送が困難または長時間を要する場合にその効果は大きく、早期に医師による治療が開始できること等により、救命効果の向上が大いに期待できる。また、山岳遭難事故や水難事故現場などのヘリコプターが着陸できない場所においては、消防・防災ヘリコプターは上空でホバリング（空中停止）しながら傷病者を機内に収容し、救急救命士等により救急救命処置を行いながら医療機関へ搬送することとなる。

ヘリコプターの機内では、救急自動車とほぼ同等の救急救命処置ができるよう、現在、51団体68機の全ての消防・防災ヘリコプターにおいて、機内で救急救命処置を実施するために必要な資材を搭載することが可能となっている。また、救急救命士が搭乗し、医師の指示を受けて、除細動などの特定行為を機内で実施することも

可能である。このように、消防・防災ヘリコプターは、いわば空飛ぶ救急自動車の機能を果たすことができる。

過去5年間の消防・防災ヘリコプターによる救急出動件数をみると、平成9年中は556件であったものが、平成13年中には1,668件と約3倍に達しており、今後とも、消防・防災ヘリコプターによる救急活動への需要は、着実に増加していくものと推測される。

このような需要に的確に答え、また、消防・防災ヘリコプターによる救急活動の効果を更に向上させるためには、救急事故現場により近い場所での離着陸の実施、地上の救急隊との円滑な連携による搬送時間の短縮、搬送途上での医師との連絡体制の確保や医療機関到着時の速やかな傷病者の引き渡しなどが必要であり、消防・防災機関、医療機関などが綿密に連携し、それぞれの役割を適切に果たすことが期待されている。



消防・防災ヘリコプターによる救急活動  
（写真提供：長野県消防防災航空隊）

## 文化財を火災から守ろう

予防課

文化財は貴重な国民共通の財産であり、火災による焼失等から保護し、後生に残すことは、私たち国民に極めて重要な責務であります。

**1月26日は、「文化財防火デー」です。**

昭和24年のこの日は、世界的な至宝で1,300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的とし、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

昭和25年の文化財保護法施行以来、国指定の文化財の火災例としては、昭和25年に京都の金閣（鹿苑寺）、昭和31年に滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年に奈良県の東大寺戒壇院千手堂などがあります。また、平成12年5月の京都・寂光院の火災では、国の重要文化財「木造地藏菩薩立像」が被害を受けました。文化財の火災は、放火や周囲からの飛び火によるものが多いという特徴があります。

したがって、文化財の防火は、文化財を管理する方々だけでなく、地域の住民や消防機関をはじめとした関係機関の協力があってこそ成し遂げられるものです。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮し、文化財の防火に努めましょう。

### 1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと。
- (2) 見学者の多い木造建造物等にあっては、火災が発生した際に火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- (3) 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して防災体制を十分検討し、その一層の改善に努めること。



### 2 防災対策の推進

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、この計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。
- (2) たき火、喫煙等禁止区域内の喫煙や火遊びなどの監視、巡視、点検等を行い、火災危険要因の排除に努めること。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、通報、情報、警報連絡体制の確立に努めること。
- (4) 消防用設備等及び防災設備の点検、整備の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- (6) 電気、ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- (8) 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- (9) 震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路、避難場所の点検及び整備に努めること。

この時期に、再度、文化財防火についての関心を高め、住民ぐるみの防火・防災体制の整備に努めていただくようお願いいたします。



(写真提供：熊本市消防局【熊本城 宇土櫓】)



# 消火栓や防火水槽などの付近は駐車禁止です!

消防課

皆さんは、「消火栓」や「防火水槽」を御存知ですか。これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、消火活動に使用する水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水槽」は道路脇や歩道上などに設置されており、標識を掲げていたり、路上やフタにマーキングされているものもあります。また、プール、池、井戸、河川などで「消防水利」と指定されているものも、消火活動に使用するものです。

これらの消防水利について、消防隊は定期的に調査や点検を行い、いつどこで火災が発生しても直ちに対応できる体制をとっていますが、火災発生時、「消火栓」や「防火水槽」付近への駐車車両が障害となるケースも発生しています。

一刻を争う消防活動に、皆様の御理解と御協力をお願いします。

## 道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利(プール、池、井戸、河川等)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

違法駐車をした場合、法律により反則金などが科せられます。



(写真提供: 相模原市消防本部)

# たき火による火災の防止

## 予防課

平成13年中（速報値）において、たき火による火災は4,051件発生しており、これによる損害額は約20億円となっています。また、たき火で火災となった経過をみると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため、火の粉が風により飛び火して周囲の可燃物に燃え移り火災となったり、消火が不十分であったため再び燃えだして火災となったものなどが多くなっています。

### たき火による火災の経過別出火件数ワースト3 （平成13年中速報値）

「たき火の延焼拡大」	1,445件	約35.7%
「火の粉の飛び火」	1,324件	約32.7%
「消し忘れ」	520件	約12.8%

たき火による火災は、一人ひとりの火の取扱いに対する“ちょっとした不注意”が原因となって発生しています。

これから、たき火を行う機会が多い季節を迎えるに当たり、たき火をする時は、次の事項に十分注意して、火災を起こさないようにしましょう。

また、市町村の火災予防条例により、重要文化財建造物等の周囲において、たき火や喫煙を禁止している場所があります。これは、かけがえのない国民の財産である重要文化財建造物等を火災から守るために設けられているものです。

たき火をするときにはこれらの注意事項を守り、たき火による火災の防止に心掛けましょう。

### たき火を始める前の注意

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行いましょう。
- ・乾燥注意報等が出ているときや、風の強いときはやめましょう。
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をしましょう。
- ・多量の煙が出ると思われる場合は、事前に消防署に連絡しましょう。
- ・お年寄りの衣類には、防災処理をした燃えにくいものを普段から選びましょう。

### たき火をしているときの注意

- ・火を消すまで、その場を離れないようにしましょう。
- ・子供だけでは絶対にたき火をさせないようにしましょう。
- ・火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、着衣着火ややけどに注意しましょう。

### たき火が終わった後の注意

- ・再び燃え出さないよう完全に火が消えたことを確認しましょう。

風の強い日の  
たき火はやめましょう！



たき火をするときは  
火がつきにくい  
衣服を選びましょう。



たき火が終わったら  
水をかけて確実に消しましょう！



# 1月17日は「防災とボランティアの日」

防災課

平成7年1月17日、兵庫県南部を中心に「阪神・淡路大震災」が発生し、多くの尊い命と貴重な財産を瞬間のうちに奪いました。救援活動では、被害にあった人たちが相互に助けあうとともに、全国各地からボランティアとして多くの人が駆けつけました。被災地では、炊き出し、救援物資の配布、防犯パトロール、交通整理といった人手を要する仕事が多岐にわたっており、けが人や病人の手当てを行うために必要な医者や看護婦をはじめ、いろいろな分野における専門家が多数必要になりました。

電気・水道・ガス・電話といったライフラインが寸断され、道路も満足に通行できない救援活動に困難を極める状況下で、全国から集まったボランティアが、被災地の多様なニーズに対応できたという事実は、これからの防災及び支援のあり方を見直していく上において、様々な重要な教訓を残しました。また一方では、ボランティアコーディネーターの重要性や、的確で迅速な情報共有などの課題も認識されました。

現在、情報の共有化を目指して国や地方公共団体は、いわゆる災害ボランティア登録制度などを創設して平常時から各団体間の連携強化を促しています。また、各団体は独自に講演会やホームページを通して互いの活動を紹介するとともに、大震災における活動から得た教訓を踏まえた前向きな提案を行っています。

震災直後の緊急救援活動から、心のケア、街づくり、ボランティア団体のサポートなど中・長期的な支援活動も含めて、現在も多数の団体が活動を継続しています。1995年は「ボランティア元年」とされ、ボランティア活動が一部の人たちの特別な活動ではなく、だれでもどこでもいつでも参加できるものとなってきました。

このような動きを受けて国では、災害が起きた時のボランティア活動や防災活動への参加をもっと広めていこうと、1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日から21日を「防災とボランティア週間」(平成7年12月15日閣議了解)と決めました。

また、1998年にNPO法(特定非営利活動促進法)が制定され、ボランティア活動は従来の福祉分野だけで

なく、幅広い方面へと広がってきています。そして、災害時や緊急時のみだけでなく平常時の日常活動に定着し、幅広い分野間における情報共有を構築していくことや専門的な知識・技術をもったボランティアの働きにも期待が持たれています。

消防庁では、災害ボランティア活動に関して、地方公共団体やボランティア団体等が連携を図る上で必要な情報が得られるよう、共有すべき情報をデータベース化し「災害ボランティア・データバンク」として、インターネットを通じて公開しています。データベースは、地方公共団体、公共機関(社会福祉協議会、日本赤十字支部)、災害ボランティア団体の協力を得ながら作成し、災害ボランティア団体の活動内容等について消防庁のホームページに掲載しています。また、平成14年においては、「災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会」を設け、災害時のボランティア活動の活性化と活用を支援するため、ボランティア団体やボランティアを希望する人に対する情報提供体制の強化、広域防災拠点を活用した研修・訓練の実施など、その活動環境整備の必要性について等の提言をいただいたところであり、各地方自治体へもその成果を提供しました。

災害が起きたときには、多種多様なニーズが発生するものです。「手伝いたい」とか「参加したい」と思う気持ちのある方は、普段から身近で活動するボランティア団体を訪ねてみたり、地域の自主防災隊の訓練に参加するなど、平常時にできることから積極的に参加していくことをお勧めします。



(写真提供：東京消防庁)



## 第6回消防防災研究講演会 小規模雑居ビル火災をめぐる問題と防火安全対策

**主催** 独立行政法人消防研究所  
**日時** 平成15年1月24日(金) 10:00~16:30  
**会場** 消防研究所 本館3階大会議室  
 東京都三鷹市中原3丁目14番1号  
 (中央線 三鷹あるいは吉祥寺から  
 バス。消防大学の隣です。)

**参加費** 無料 会場収容定員150名程度

**その他** 研究所所内見学会を設定予定

### プログラム

- (1) 明星56ビル火災の概要と問題点
- (2) 消防研究所における実大火災実験の概要
- (3) シミュレーション技術の明星56ビル火災への適用例と今後の技術上の課題
- (4) 階段室における感知設備のあり方に関する実大火災実験概要
- (5) 階段室における消火設備のあり方に関する実大火災実験概要
- (6) 小規模雑居ビル火災の実験と今後の防火対策について小規模雑居ビル等における防火安全対策 消防法改正の意義と内容



(7) 総合討論

**参加申込締切日** 平成14年12月末

### 参加申込方法

消防研究所総務課宛FAX又は電子メールにて、下記事項書き込んで、お申し込み下さい。

- (1) 住所、氏名、年齢、職業(団体名・企業名、所属)、連絡先電話番号およびFAX番号
- (2) 参加予定区分 「午前の部のみ」、「午後の部のみ」、「午前・午後」

詳しい情報は消防研究所ホームページに掲載しています。

URL <http://www.fri.go.jp>

### 参加申込・問合せ

消防研究所 総務課 菊地

〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

Tel 0422-44-8331 Fax 0422-76-1545 E-mail [kikuchi@fri.go.jp](mailto:kikuchi@fri.go.jp)

## 10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第295号 消防安第45号 消防危第124号	平成14年10月7日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 消防庁危険物保安室長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
消防危第128号	平成14年10月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防危第126号 消防情第174号	平成14年10月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長 消防庁防災情報室長	危険物等事故情報サプシステムの整備について
消防災第146号	平成14年10月16日	各都道府県防災担当部局長	消防庁防災課長(内閣府 政策統括官付参事官連名)	「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 参考資料(損傷程度の例示)の送付について
総行自第141号 消防救第219号	平成14年10月17日	各都道府県 緊急テロ対策担当部長	総務省自治行政局自治政策課長 消防庁救急救助課長	テロ対策関係閣僚会議における確認事項について
消防安第103号	平成14年10月18日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度の周知用パンフレットの作製について
消防危第503号	平成14年10月23日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について
消防安第107号	平成14年10月24日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について
消防安第108号	平成14年10月24日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について」の一部改正について

## 広報テーマ

12月

雪害に対する備え  
 放火による火災の防止  
 石油ストーブなどの安全な取扱い

防災課  
 予防課  
 予防課  
 危険物保安室  
 消防課

消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進

1月

文化財防火デー  
 消火栓付近での駐車禁止  
 たき火による火災の防止  
 1月17日は「防災とボランティアの日」

予防課  
 消防課  
 予防課  
 防災課

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題 名
1月9日 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	(仮)1月17日は「防災とボランティアの日」

(日本テレビ他30局ネット)

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 ( 〒100 - 8927 )  
電 話 03 - 5253 - 5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい